

第5章 介護保険制度の円滑な運営

第1節 介護サービスの質の確保・向上と多様な介護人材の確保・定着に向けた支援

① これまでの取り組みと現状

高齢化の進展により、介護保険のサービスをはじめとした公的なサービス（フォーマルサービス）以外の、インフォーマルサービスの重要性を踏まえ、ケアプランの点検に取り組んできました。

また、中核的機関である霧島市地域包括支援センターが重要性を増してきたため、充実・強化を行いました。

他にも、介護人材の確保・定着に向けた取り組みとして、中学校や高等学校で職業体験を行っており、福祉の事業に触れてもらうことで、今後の人材の確保に向けた取り組みを行っています。

② 課題

- 新規認定者の認定状況の把握と、悪化率の変化の分析・評価
- インフォーマルを踏まえた適切なケアプランかどうかの点検
- 医療機関のレセプトと介護サービスの事業所の重複請求の点検
- 作業療法士による、住宅改修や福祉用具付与に関する点検
- 介護事業所への実地指導や集団指導の充実
- 介護人材の確保
- 事業所における高齢者虐待防止

③ 基本事業の方向性

今後、高齢化の進展に伴い、介護サービス受給者数や、介護サービス事業所数は今後も増加していくことが見込まれます。事業を継続的、安定的に実施することで介護給付費の適正化、介護サービス事業者が提供するサービスの質の向上に努めていきます。

また、今後介護人材の確保が難しくなることから、求職者と事業所の双方の実情・意向に応じた支援体制の確保を図るとともに、潜在有資格者に対しても、情報提供の場、就職を意識してもらうための機会となるようなプログラムを開発していきます。

1 介護事業所との連携

(1) 災害対策

事業概要	<p>介護事業所においては、災害対策に係る計画等の策定や訓練の実施、必要な物資の備蓄など、平時から備えておかなければなりません。また、介護サービスは、利用者やその家族の生活のために必要不可欠なものであり、災害の発生時においてもサービスを継続する必要があります。</p> <p>そのため、日頃から介護事業所等と連携し、災害対策を充実していきます。</p>
------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(2) 感染症対策

事業概要	<p>本市では、国・県・周辺市町と協力してウイルス感染拡大防止に向けての取り組みを行っていますが、高齢者は重度化・合併症が起りやすいことから、重点的な対策が重要である事業所・医療関係との連携した体制を構築します。</p> <p>①ウイルス感染症対策の周知啓発</p> <p>本市では、市民にむけたウイルス感染症対策の周知として、広報誌に掲載するほか、ホームページで公開し、今後も国・県と協力して周知・啓発を行っていきます。</p> <p>また、本市役所職員・介護事業所・医療関係者などを対象とした感染症対策研修会を今後も継続して実施することで、介護・医療現場の感染症対策の周知啓発を図ります。</p> <p>②感染症発生時の対応フロー策定</p> <p>長寿・障害福祉課と介護保険事業者の代表者による「感染症対策協議会」により、感染症発生時の対応フローを定めます。</p> <p>また、地域密着型サービス事業者連合会と協定書を締結し、発生時の連携を強化します。</p> <p>③感染症の拡大を防止するための必要備品の備蓄と調達</p> <p>本市における介護予防事業等の教室やサロン、さらには、介護の現場において必要となる衛生・防護用品について、必要量を把握するとともに備蓄と提供配布体制を整えていきます。</p>
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 実地指導・集団指導

(1) 実地指導・集団指導

<p>事業概要</p>	<p>適正な事業運営(ケアマネジメントやコンプライアンスにのっとった業務)が行われているか確認し個別で行なわれる実地指導と、対象となる事業者を一定の場所に集めて行なう集団指導を行っています。介護サービス事業者の制度管理および保険給付の適正化とよりよいケアの実現につなげることを目的としています。3年に1度はすべての事業所へ指導をおこなうことができるように努めています。</p> <p>運営指導</p> <p>高齢者の虐待防止と身体拘束禁止等の観点から、行為及び与える影響について理解を深め、防止のための取り組みの促進について指導するとともに、重要性の理解についてヒアリングを行っています。</p> <p>引き続き、利用者の自立支援に向けた適切で尊厳ある生活支援の実現に向けたサービスの質の確保・向上が図られることを目指して継続して実施します。</p> <p>報酬請求指導</p> <p>報酬請求指導は、各種加算等について算定基準に適した体制の確保や適切な運営がなされているか等についてヒアリングにより確認し、不適正な請求の防止とよりよいケアへの向上を目的として実施しています。</p> <p>引き続き、不正請求・過誤請求などが無いよう、継続して実施します。</p>
-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 介護給付費等費用適正化事業

(1) 要介護認定の適正化

事業概要	<p>適正な要介護認定を実施するために、調査票の全件チェックや事務分析データを活用した研修を実施しています。</p> <p>今後も、適正に要介護認定を行えるように全国平均とずれのある調査項目について分析し、研修に活かしたいと考えています。</p>		
事業区分	地域支援事業 任意事業		
対象者	要介護・要支援認定申請者等	開始年度	2006(平成18)年度
事業関係者	——		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	調査票チェック件数	6,263件	6,200件

(2) ケアプランの点検

事業概要	<p>この取り組みは、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえて「自立支援」につながっている適切なケアプランになっているか、基本となる事項を介護支援専門員とともに検証確認しながら、「自立支援に資するマネジメント」とは何かを点検・研修会・面談を通して、本市と一緒に追求し、健全な給付の実施を支援します。</p> <p>今後も継続して実施していきます。</p>		
事業区分	地域支援事業 任意事業		
対象者	介護支援専門員	開始年度	2020(令和2)年度
事業関係者	居宅介護支援事業所		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	点検数	※新規事業	120件
	研修会開催数	※新規事業	1回
	面談実施数	※新規事業	30回

(3) 縦覧点検・医療情報との突合

事業概要	医療情報との突合と、縦覧点検は、国保連に委託をして全件点検を行い、介護サービス事業者の請求内容に誤りがないか確認することによって、適正な給付の実施を支援しています。 今後も継続して支援していきます。		
事業区分	地域支援事業 任意事業		
対象者	居宅介護支援事業所	開始年度	2006(平成18)年度
事業関係者	——		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	縦覧点検数	全件	全件

(4) 住宅改修・福祉用具点検

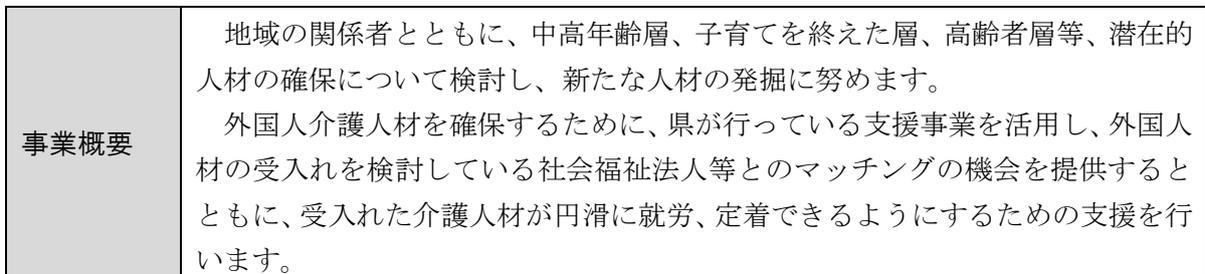
事業概要	住宅改修については、事務職員及び作業療法士が、事前申請時に書類審査及び一部の現地検査を行います。本人の身体の状態に合わせた改修となっているか、担当ケアマネジャーや施工業者の意見も聞きながら検討し、適正な給付を行っていきます。		
事業区分	地域支援事業 任意事業		
対象者	要支援・要介護認定者	開始年度	2006(平成18)年度
事業関係者	霧島市地域包括支援センター 居宅介護支援事業所		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	点検数	540件	540件

4 介護人材の確保

(1) ICT活用による働き方改革の推進



(2) 介護人材の発掘



(3) 介護職のブランディング戦略

事業概要	<p>一般企業と比較し、ブランディングが脆弱な介護職のイメージの向上を図ります。</p> <p>具体的には、ブランディングを得意とし、イメージを変えられる先駆者でチームを作り、SNS活用の方法や、自社ホームページ作成など、介護職の魅力をアピールする方法を検証し、市内事業所への普及を図ります。</p>
------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

5 その他

(1) 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業

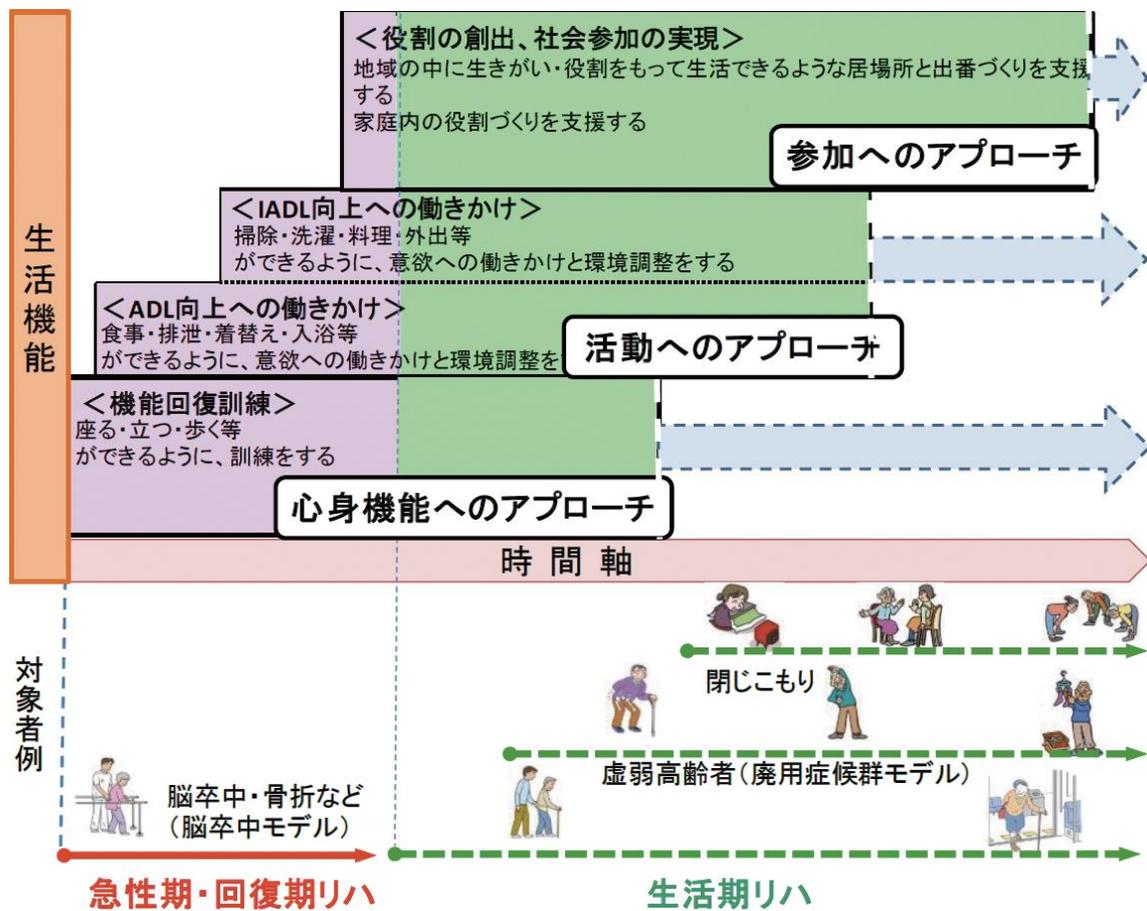
事業概要	低所得で生計が困難である者に対して、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、利用者負担を軽減した額の一部を市が助成します。		
事業区分	老人福祉費事業		
対象者	低所得の介護保険サービス利用者	開始年度	2000(平成12)年度
事業関係者	社会福祉法人		
	事業評価指標（活動指標）	令和元年度実績	目標（見込）
	負担減免金額	0円	100,000円

第2節 介護保険サービスにおけるリハビリテーションサービス提供体制について

1 本計画における介護保険の生活期リハビリテーション

介護保険サービスの対象となる「生活機能」の低下した高齢者に対しては、生活期のリハビリテーションとして、単なる身体機能の改善だけではなく、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよく働きかけることで、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能とすることが重要となります。

ここでは、その提供体制の確保に関する方向性などを示します。



出典：「高齢者の地域における新たなリハビリテーションの在り方検討会報告書（平成 27 年 3 月）」

2 リハビリテーション指標を活用した地区分析

(1) リハビリテーションサービスの施設・事業所数

①	訪問リハビリテーション	7事業所
②	通所リハビリテーション	17事業所
③	介護老人保健施設	5施設
④	介護医療院	1施設
⑤	短期入所療養介護（老健）	4施設

出典：介護保険総合データベース（平成30年時点）

(2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の従事者数（認定者1万人あたり）

	事業所	本市	県	全国
①	介護老人保健施設 理学療法士	12.6人	15.5人	12.0人
②	作業療法士	<u>3.1人</u>	8.7人	8.3人
③	言語聴覚士	1.6人	1.6人	1.7人
④	通所リハビリテーション 理学療法士	31.4人	32.0人	17.4人
⑤	作業療法士	<u>14.1人</u>	12.3人	7.9人
⑥	言語聴覚士	<u>4.7人</u>	1.8人	1.3人

出典：介護サービス施設・事業所調査

(3) まとめ

- リハビリテーション専門職（常勤換算従事者数）について、作業療法士の数が、介護老人保健施設では全国・県平均とも大きく下回っている一方で、通所リハビリテーションでは全国・県平均とも大きく上回っている状況です。
- 通所リハビリテーションでの言語聴覚士について、平均を上回っている状況です。
- 全体的傾向として、介護老人保健施設と比較して、通所リハビリテーションのリハビリテーション専門職の配置が手厚くなっていることが分かります。

(4) リハビリテーションサービスの利用率

① リハビリテーションサービスの利用率

通所リハビリテーション

単位：%

介護度	全国	鹿児島県	霧島市
要支援1	1.03	2.38	2.34
要支援2	1.56	3.42	3.71
要介護1	2.23	4.87	5.21
要介護2	2.12	3.34	3.42
要介護3	1.12	1.90	1.57
要介護4	0.64	1.01	0.79
要介護5	0.28	0.45	0.45
合計	8.98	17.37	17.49

訪問リハビリテーション

単位：%

介護度	全国	鹿児島県	霧島市
要支援1	0.09	0.07	0.03
要支援2	0.22	0.23	0.27
要介護1	0.30	0.57	0.40
要介護2	0.42	0.50	0.39
要介護3	0.29	0.48	0.27
要介護4	0.24	0.43	0.21
要介護5	0.20	0.34	0.16
合計	1.76	2.62	1.73

(時点) 令和2年(2020年)

② リハビリテーション加算算定者数(認定者1万人あたり)

	全国	鹿児島県	霧島市
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上 算定者数(訪問リハビリテーション)[認定者1万対]	15.24	19.90	2.67
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上 算定者数(通所リハビリテーション)[認定者1万対]	146.11	289.65	79.55
通所リハビリテーション(短時間(1時間以上2時間未満)) 算定者数[認定者1万対]	66.53	115.98	163.51
生活機能向上連携加算算定者数[認定者1万対]	198.65	289.85	611.66

(時点) 令和元年(2019年)

① まとめ（リハビリテーションの利用率）

- 通所リハビリテーションについて、利用率は全国と比較して高い状況です。
- 訪問リハビリテーション、通所リハビリテーションとも、リハビリテーションマネジメントⅡ以上の算定が全国や県と比較して低い状況にあります。
- 一方で、通所リハビリテーションの短時間算定の割合や生活機能向上連携加算算定の割合が全国や県と比較して高い状況にあります。

3 総括

- サービス提供体制について、専門職数が全国と比較して多い状況となっています。
- 訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの各種加算の算定状況から、それぞれが役割分担をしながら地域のリハビリテーションを担っている状況が把握されましたが、今後、リハビリテーションを受ける必要がある高齢者が増加していく傾向を踏まえると、訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの双方でリハビリテーションマネジメントに取り組める体制が望ましいです。

4 第8期の方向性

（1）地域として目指す理想像

個々の利用者が本人に適したリハビリテーションを利用しながら、望む暮らしを送ることができる

（2）理想像実現のためのより具体的なビジョン

利用者の自立支援に向けて個々の利用者に適したリハビリテーションを提供できるよう、関係するサービス間の連携を強化する

（3）今後の施策

- 限られた資源を効率的に活用するため、専門職のスキルアップを図るとともに、第7期に実施した、通所リハビリテーションや通所介護事業所の利用者の介護度経年変化について事業所別に調査し研修会などを通じて、今後とも、各事業所が自事業所における介護度の変化（介護予防）について意識しながらリハビリのマネジメントを行えるよう支援していきます。
- 専門職間での連携を強化し、介護予防についての成果を上げている事業所の専門職とその他の事業所の専門職が、顔を合わせてコミュニケーションを図ることができるよう、専門職団体が運営する協議会と連携して対応策を検討します。